

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例

の概要について

1 乗用車（車いす用）駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物

下表イに掲げる地域内において、下表ロに掲げる面積が、下表ハに掲げる面積以上となる場合に対象となります。

イ	商業地域又は近隣商業地域	
ロ	特定用途 ¹ に供する部分の延べ面積 ² + (非特定用途 ³ に供する部分の延べ面積) × 1 / 2	非特定用途に供する部分の延べ面積
ハ	1,500㎡	3,000㎡

1 特定用途・・・百貨店、劇場、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途

2 部分の延べ面積・・・観覧場にあつては屋外観覧席の面積も含まれます。

3 非特定用途・・・特定用途以外の用途

なお、延べ面積の算定にあたっては、駐車場及び駐輪場のための用途に供する部分を除きます。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表二に掲げる用途の建築物の延べ面積が、下表ホに掲げる規模の建築物ごとに、下表へにより算出した数値の台数以上とします。(小数点以下切り上げ)

二	特定用途（混合用途）			非特定用途	
ホ	6,000㎡以下	6,000㎡超え 15,000㎡以下	15,000㎡超え	9,000㎡以下	9,000㎡超え
へ	10台に1,500㎡を超える面積に対して1 50㎡ごとに1台を加えた台数	40台に6,000㎡を超える面積に対して3 00㎡ごとに1台を加えた台数	70台に15,000㎡を超える面積に対して 450㎡ごとに1台を加えた台数	10台に3,000㎡を超える面積に対し て300㎡ごとに1 台を加えた台数	30台に9,000㎡を超える面積に対し て500㎡ごとに1 台を加えた台数

(3) 駐車マスの大きさ

乗用車用については幅2.3m以上×奥行5m以上とします。ただし、1台以上は車いす用(倉庫の用に供する建築物は除く)として、幅3.5m以上×奥行5m以上とします。

2 荷さばき駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物

特定用途に供する部分の面積が2,000㎡以上となる建築物が対象となります。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表イに掲げる用途の面積ごとに、下表ロの面積で除して算出した数値の台数以上とします。(小数点以下切り上げ)

イ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定部分(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫の用途に供する部分を除く。)
ロ	3,000㎡	5,000㎡	1,500㎡	4,000㎡

荷さばき用は、駐車施設の附置義務台数に含めることができます。

(3) 荷さばき用の駐車マスの大きさ

幅3 m以上×奥行7.7 m以上×はり下の高さ3 m以上、もしくは
幅4 m以上×奥行6 m以上×はり下の高さ3 m以上とします。

3 自動二輪車駐車場の附置義務について

(1) 対象となる建築物

特定用途に供する部分の面積が1,500 m²以上となる建築物が対象となります。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表イに掲げる用途の面積に、下表ロの面積で除して算出した数値の台数以上とします。(小数点以下切り上げ)

イ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定部分(百貨店その他の店舗の用途に供する部分を除く。)
ロ	3,000 m ²	8,000 m ²

(3) 自動二輪車の駐車マスの大きさ

幅1 m以上×奥行2.3 m以上とします。

4 敷地外駐車場の特例について

附置義務駐車場は、建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。建築物の構造又は敷地の状態から市長が特にやむをえないと認める場合、特例として建築物の敷地外に駐車場を設置することができます。

この特例の承認を受けた後、駐車場の位置など変更する場合には、必ず再度、市長の特例の承認の手続き及び変更届を提出してください。

市長の承認の手続きを行わないで変更した場合には、措置命令や罰則の対象となります。

5 届出について

この条例の届出は、建築基準法関係規定の駐車場法第20条に基づくもので、建築確認申請の前までに届出を行ってください。

届出・相談窓口

川越市役所都市計画部建築指導課

〒350-8601

川越市元町1-3-1

電話 049-224-5974 (直通)